

改正健康増進法 説明資料

日本たばこ産業株式会社

岡山第二支店



はじめに

- 喫煙環境整備に伴う設計および施工（設計および施工に関連して必要となる行政機関への各種申請、届出等を含みます）については、事業者様の責任において、行っていただくものとなりますので、あらかじめご了承ください。
- また、弊社は、本資料に記載する内容および本資料に基づきコンサルティングする内容が正確かつ有用なものとなるよう、細心の注意を払っておりますが、その正確性や有用性などについて、一切の責任を負いかねます。なお、法令の解釈等について、不明な点があれば、行政機関にお問い合わせされることをお勧めいたします。

- 参照
 - ✓ 健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号) : 以下「法律」という
 - ✓ 健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令(平成31年政令第28号) : 以下「政令」という
 - ✓ 健康増進法施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第27号) : 以下「政令」という
 - ✓ 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第17号) : 以下「省令」という
 - ✓ 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について(平成31年2月22日厚生労働省健康局長通知) : 以下「局長通知」という
 - ✓ 健康増進法施行令の一部を改正する政令等に関する意見募集の結果について : 以下「パブコメ結果」という

1. 改正健康増進法の概要について

施設の類型		喫煙ルール	施行時期
第一種 施設	学校、病院、児童福祉施設等、 行政機関の庁舎、旅客運送事業自動 車・航空機	原則敷地内禁煙 屋外で必要な措置が取られた喫煙所は設置可	2019年 7月1日
第二種 施設	第一種施設及び 喫煙目的施設以外の施設 (事務所・工場、ホテル・旅館、旅客運 送事業船舶・鉄道、国会・裁判所等)	原則屋内禁煙 ・必要な措置が取られた、喫煙専用室(飲食不可) は設置可 ・経過措置として、必要な措置が取られた、加熱式 たばこ専用煙室(飲食可)は設置可	2020年 4月1日
	飲食店	経過措置として、以下の全条件を満たす飲食店は 喫煙可(既存特定飲食提供施設) ①資本金5,000万円以下※ ②客席面積100㎡以下 ③既存の飲食提供施設 ※資本金5,000万円以下であっても、条件を満たさない場合あり	
喫煙目的 施設	喫煙を主目的とする施設 ・喫煙を主目的とするバー・スナック等 ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・公衆喫煙所	喫煙可	2020年 4月1日

※来店客・従業員ともに20歳未満の者を喫煙可能なエリアに立ち入らせてはならない

※禁煙以外の場合は、標識の掲示義務有り

※経過措置の期間は、別に法律で定める日までの間

2. たばこの煙の流出を防止するための技術的基準について

① 入口風速0.2m/秒以上

※のれん、カーテン等による工夫も可

② 壁・天井等による区画

※床面から天井まで仕切られていること

③ 屋外又は外部の場所に排気

※ 紙巻たばこ等と加熱式たばこは同様の技術的基準

※ 政令上、指定たばこは「加熱式たばこ」とされている

3. 施設類型ごとの解説

第一種施設（学校・病院・行政機関等）

参照：厚労省HP

○ 原則敷地内禁煙

（*屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、喫煙場所設置可）

… **特定屋外喫煙場所**

○ (*) 要件について

➤ 喫煙場所と非喫煙場所が**区画**されていること

➤ 喫煙場所であることを明記した標識を掲示すること

➤ 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること

（※建物の出入口の前ではなく、建物の裏や屋上等に設置することを想定）

4. 施設類型ごとの解説

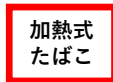
第二種施設（事務所、商業施設等）



: 禁煙



: 紙巻たばこ喫煙可



: 加熱式たばこ使用可



: 20歳未満立入禁止

① 全面禁煙



② 喫煙専用室



加熱式
たばこ

③ 指定たばこ専用喫煙室



加熱式
たばこ

○ 喫煙専用室

- 紙巻たばこ：OK 加熱式たばこ：OK
- 20歳未満の者の立入：NG
- 標識の掲示義務：あり（施設の入口と喫煙専用室入口）
- 煙の流出防止措置：入口風速0.2m/秒以上

○ 指定たばこ専用喫煙室

- 紙巻たばこ：NG 加熱式たばこ：OK
- 20歳未満の者の立入：NG
- 標識の掲示義務：あり（施設の入口と指定たばこ専用喫煙室入口）
- 煙の流出防止措置：入口風速0.2m/秒以上



5. 施設類型ごとの解説

第二種施設（飲食店）

参照：厚労省HP

○ 「新規」とは

- ・ 2020年4月1日以降に開店

○ 「既存」とは

- ・ ①事業の継続性、②経営者の同一性、③店舗の同一性等を踏まえ総合的に判断
- ※ 「既存の飲食店」の判断が求められるケースは、2020年3月31日までに開店している店舗のうち、2020年4月1日以降に変更があった場合

○ 「大企業」とは

- ・ 資本金 5,000万円超の企業

○ 「中小企業」とは

- ・ 資本金 5,000万円以下の企業

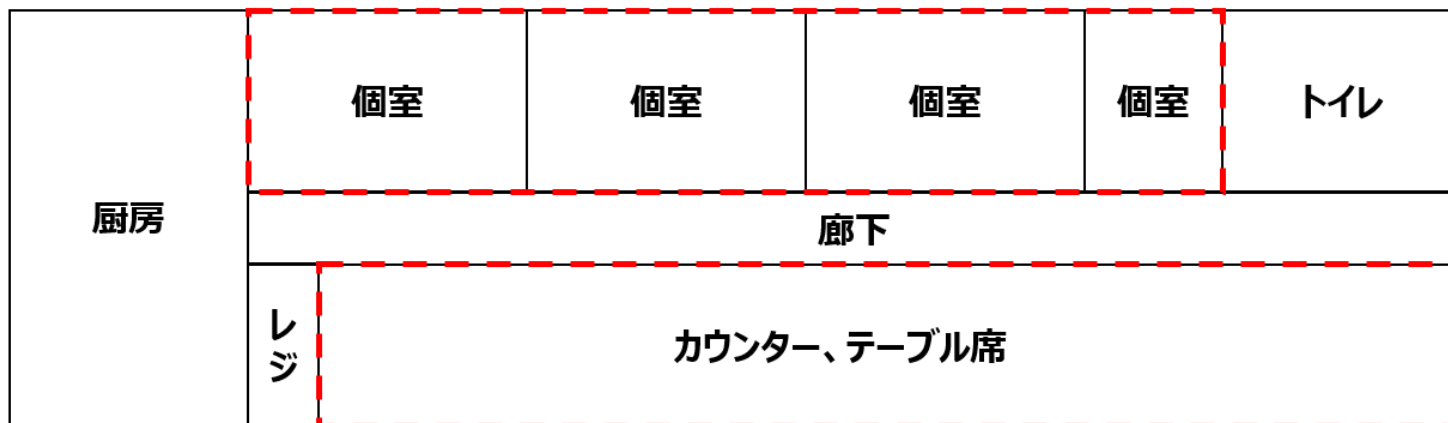
- ※ 資本金が5,000万円以下でも、以下に該当する場合は「みなし大企業」に該当
- ・ 発行株式の総数又は出資価額の総数の2分の1以上を同一の大企業が所有
- ・ 発行株式の総数又は出資価額の総数の3分の2以上を大企業が所有


(*3) 客席面積について

参照：厚労省HP

- 「客席」とは、客に飲食をさせるために客に利用させる場所のこと
→ 厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員スペース等を除いた場所

【イメージ図】

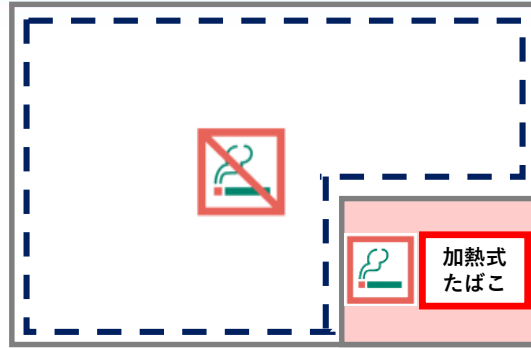


※  部分が客席面積としてカウント

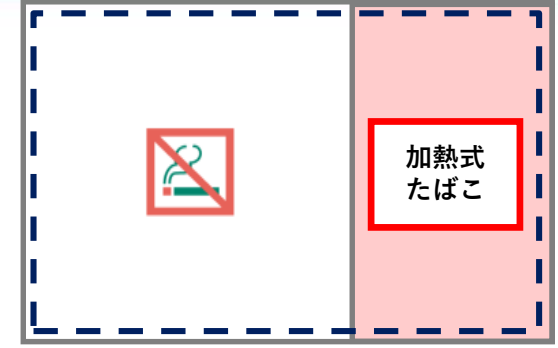
(*4) 飲食店における喫煙ルールについて



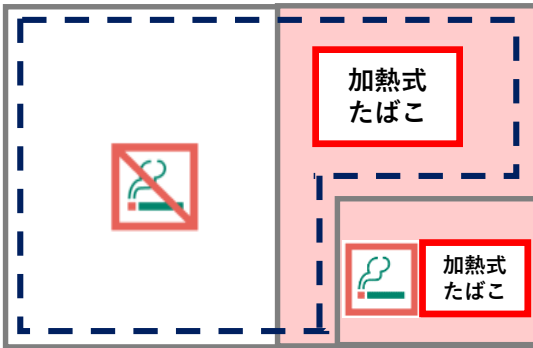
① 全面禁煙



② 喫煙専用室



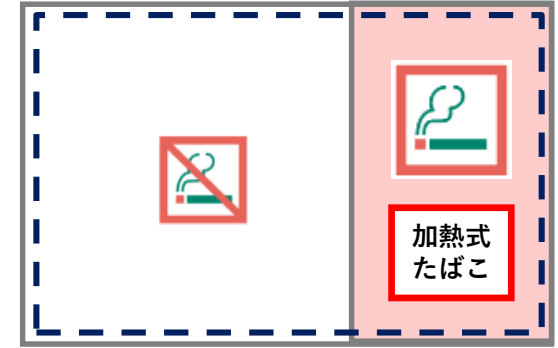
③ 指定たばこ専用喫煙室



④ ② + ③



⑤ 喫煙可能室



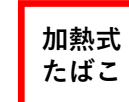
⑥ 一部喫煙可能室



: 禁煙



: 紙巻たばこ喫煙可



: 加熱式たばこ使用可



: 飲食可能な範囲



: 20歳未満立入禁止

⑤⑥ : 既存特定飲食提供施設
喫煙目的施設 (バー・スナック等)

※法律上は、指定たばこ専用喫煙室 (政令上、指定たばこは「加熱式たばこ」とされているため、「指定たばこ専用喫煙室」としています)。

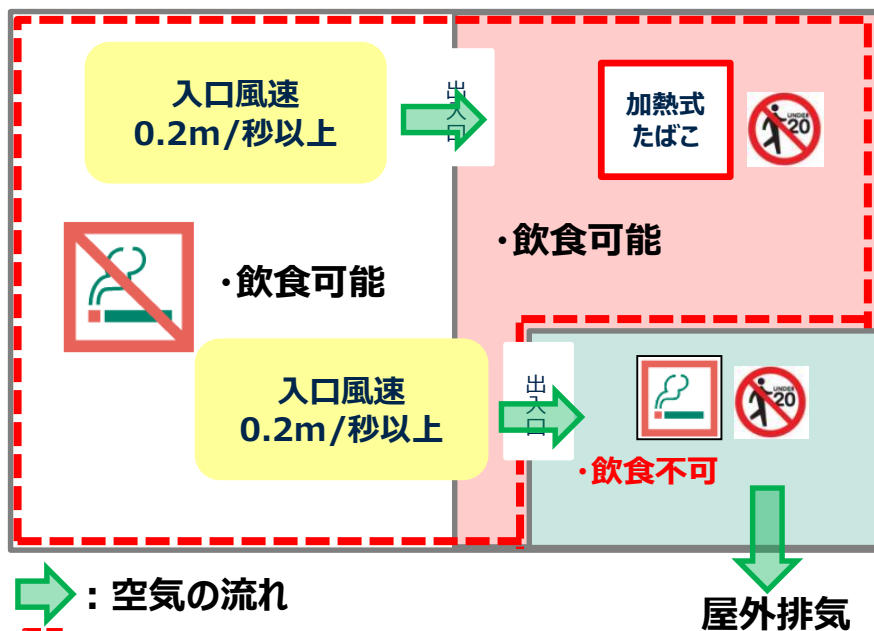
※喫煙目的施設に該当する飲食店については「喫煙目的施設について」参照



喫煙専用室+指定たばこ専用喫煙室のレイアウトパターン

- どのようなレイアウトにしても、3つの技術的基準を満たす必要がある
 - ✓ 店舗のレイアウトによって、設置する排気設備の数・風量が異なる

指定たばこ専用喫煙室内に喫煙専用室を設置する場合



喫煙専用室と指定たばこ専用喫煙室を別々に設置する場合



- ➡ : 空気の流れ
- ⬜ (red dashed) : 飲食等可能範囲
- (pink) : 指定たばこ専用喫煙室
- (green) : 喫煙専用室
- 🚫 (with 20) : 20歳未満の者の立入禁止



フロア分煙について

① 特定フロアの全体を喫煙専用室とする場合

② 特定フロアの全体を加熱式たばこ専用喫煙室とする場合

フロアA



参照：パブコメ結果



参照：局長通知



: 禁煙



: 加熱式たばこ使用可



: 紙巻たばこ等喫煙可



: 飲食等可能な範囲



: 20歳未満の者の立入禁止

○ フロア分煙

- 紙巻たばこ等： ①の場合OK ②の場合NG
- 加熱式たばこ： ①②いずれの場合でもOK
- 喫煙可能フロアでの飲食等： ①の場合NG ②の場合OK
- 20歳未満の者の喫煙可能フロアへの立入（お客様・従業員）： NG
- 標識の掲示義務：あり（喫煙可能フロアの出入口、施設の出入口）
- 煙の流出防止措置：壁・天井等による区画

既存特定飲食提供施設について（喫煙可能室として運用可）



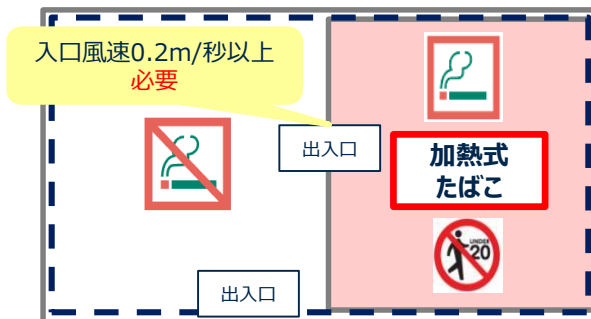
① 店舗全体を喫煙可能室とする場合



② 店舗全体を喫煙可能室としたうえ、運用上一部を禁煙エリアとする場合



③ 店舗の一部を喫煙可能室とする場合



① 店舗全体を喫煙可能室とする場合

- 紙巻たばこ等：OK 加熱式たばこ：OK
- 飲食等：OK
- 20歳未満の者の立入（お客様・従業員）：NG
- 標識の掲示義務：あり（施設の出入口）
- 煙の流出防止措置：壁・天井等による区画（入口風速0.2m/秒以上、屋外排気は不要）

② 店舗全体を喫煙可能室としたうえ、運用上一部を禁煙エリアとする場合

- ①の場合と同様

③ 店舗の一部を喫煙可能室とする場合

- 20歳未満の者の立入（お客様・従業員） 喫煙可能室：NG 喫煙可能室以外：OK
- 煙の流出防止措置：喫煙可能室の入口風速0.2m/秒以上、壁・天井等による区画、屋外排気
- 標識の掲示義務：あり（施設の出入口と喫煙可能室の出入口）

※ フロア分煙の場合は、喫煙可能室の入口風速0.2m/秒以上、屋外排気は不要

※ その他条件については上記①②と同様



(まとめ) 喫煙可能室の技術的基準

- **店舗全体を喫煙可能室とする場合、入口風速0.2m/秒以上は不要**
※店舗の出入口が屋内・屋外の何れに面しているかは問わない
- **店舗全体を喫煙可能室としたうえ、運用上一部を禁煙エリアとすることも可能**
※この場合、禁煙エリアとした場所についても、20歳未満の立入禁止
- **店舗の一部を喫煙可能室とする場合、壁・天井等による区画のほか、入口風速0.2m/秒以上、屋外排気が必要**

6. 施設類型ごとの解説

喫煙目的施設（喫煙を主目的とする施設）

参照：厚労省HP

「店内で喫煙可能なたばこ販売店」の要件

【要件】

- ① **たばこの対面販売**をしていること
- ② **たばこ又は喫煙器具の販売を主として（※）営む店舗**であること
（※）具体的には、商品棚に占めるたばこ又は喫煙器具の面積が一定以上（**5割超**）
- ③ **設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われていない**こと

➤ たばこ販売店の屋外に設置した喫煙場所は、今回の法律で規制するものではない

「公衆喫煙所」の要件

【要件】

- **施設の屋内の全部の場所を専ら喫煙（※）をする場所として提供**していること
（※）喫煙者が喫煙の傍ら飲むための缶飲料の自動販売機を設置することは可能

➤ ここでの議論の対象は、「屋内」の公衆喫煙所で、「屋外」は規制の対象外

喫煙を主目的とする「バー、スナック等」の要件

- 喫煙を主目的とするバー、スナック等については、法案の説明資料において、
- ・ たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等と定義していたところであるが、その要件については政令で規定することが必要。

<法律上の定義>

第28条7項：多数のものが利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。

【要件】

- ① たばこの対面販売（出張販売を含む。） をしていること
- ② 設備を設けて客に飲食をさせる営業が主として（※1）行われていること（「通常主食として認められる食事」が主として提供する場合を除く。（※2））
 - （※1）客に飲食をさせる営業の傍ら、ダーツやゴルフ等をさせことはできる。
 - （※2）風俗営業法において、「通常主食として認められる食事」とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く）、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が該当するものとされている。

- 喫煙を主目的とするバー、スナック等については、喫煙をすることを主目的に利用する施設であり、例えば、飲食を主目的として利用するような施設は除外することが必要。

いわゆる居酒屋等は含まれない

喫煙目的室の技術的基準(屋内/屋外の考え方)

① 出入口が**屋外**に面している
店舗全体を喫煙目的室とする場合



② 出入口が**屋内**に面している
店舗全体を喫煙目的室とする場合



○ 喫煙目的室

- 紙巻たばこ等：OK 加熱式たばこ：OK
 - 飲食等：OK
 - 20歳未満の者の立入（お客様・従業員様）：N
 - 標識の掲示義務：あり（施設の出入口）
 - 煙の流出防止措置：壁、天井等による区画
- : ①の場合 入口風速0.2m/秒以上不要

②の場合 入口風速0.2m/秒以上、屋外排気が必要



: 禁煙



: 紙巻たばこ喫煙可



: 加熱式たばこ使用可



: 飲食等可能な範囲

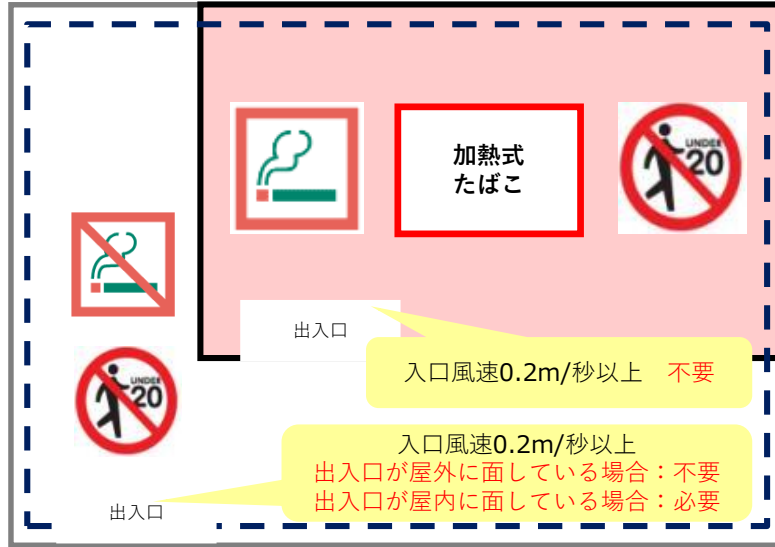


: 20歳未満の者の立入禁止

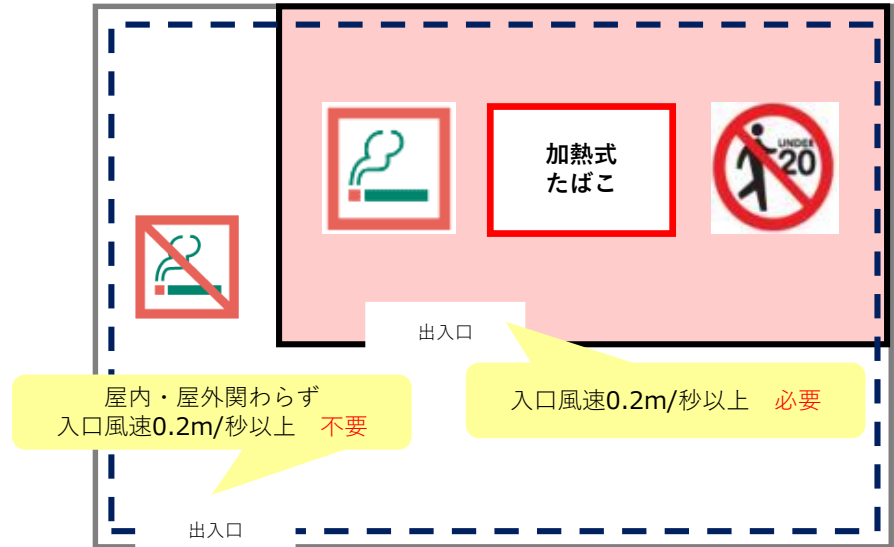


喫煙目的室の技術的基準(店舗内の考え方)

①店舗全体を喫煙目的室としたうえ、
運用上一部を禁煙エリアとした場合

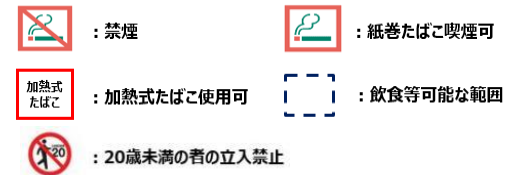


②店舗の一部を喫煙目的室とする場合



○ 喫煙目的室

- 紙巻たばこ等：OK 加熱式たばこ：OK
- 飲食等：OK
- 20歳未満の者の立入（お客様・従業員様）：①の場合NG、②の場合 OK
- 標識の掲示義務：①の場合 あり（施設の出入口）
：②の場合 あり（施設の出入口と喫煙目的室の出入口）
- 煙の流出防止措置：壁、天井等による区画
：①の場合 入口風速0.2m/秒以上不要
②の場合 入口風速0.2m/秒以上、屋外排気が必要



喫煙目的施設における分煙パターン

- 店舗の出入口が屋外に面している店舗の場合は、入口風速0.2m/秒以上は不要
- 店舗の出入口が屋内に面している店舗の場合は、壁・天井等による区画のほか入口風速0.2m/秒以上、屋外排気が必要
※店舗の一部を喫煙目的室とする場合を除く
- 店舗全体を喫煙目的室としたうえ、運用上一部を禁煙エリアとすることも可能
※この場合、禁煙エリアとした場所についても、20歳未満の立入禁止
- 店舗の一部を喫煙目的室とする場合、壁・天井等による区画のほか、入口風速0.2m/秒以上、屋外排気が必要

7. その他の解説

技術的基準を満たせない場合の経過措置について

- 既存の施設において、管理権原者の責めに帰することができない事由により、技術的基準を満たすことができない場合には、「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するための必要な措置」を講じた「脱煙機能付き喫煙ブース」の設置が認められている

「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するための必要な措置」の要件は以下の2点

- ① 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上
- ② 室外に排気される浮遊粉じん濃度が0.015mg/m³以下

ブースイメージ



※要件を満たしているかは、各メーカーにお問合せ下さい。

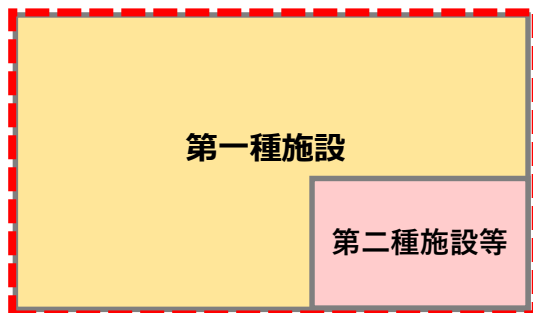
7. その他の解説

複数の種類が入る施設の喫煙ルールについて

参照：局長通知

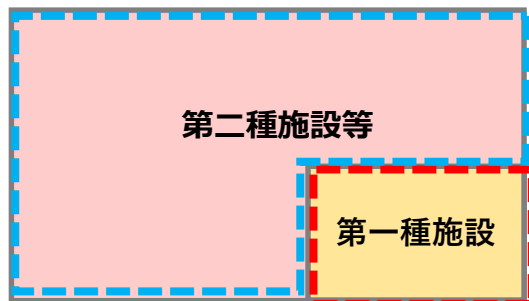
※イメージ図（一部）

：敷地内禁煙 ：第二種施設の規定適用



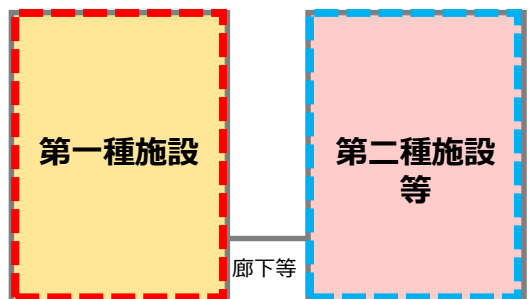
① **第二種施設等も第一種施設の規定が適用**

例：病院(第一種施設)の中にある事務所(第二種施設)



② **第一種施設は第一種施設の規定が、
第二種施設等は第二種施設等の規定がそれぞれ適用**

例：オフィスビル(第二種施設)内のクリニック(第一種施設)



③ **第一種施設、第二種施設それぞれの規定が適用**

なお、施設間をつなぐ廊下等は、各施設の機能や利用者が明確に異なるor区分されている場合はそれぞれの施設区分の規定が適用される（局長通知）

例：市役所(第一種施設)とオフィスビル(第二種施設)

8. 標識について

参照：局長通知

・喫煙専用室

① 喫煙専用室標識



② 喫煙専用室設置施設等標識



・指定たばこ専用喫煙室

③ 指定たばこ専用喫煙室標識



④ 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識



・喫煙目的室(基準を満たしたバー・スナック等)

⑤ 喫煙目的室標識



⑥ 喫煙目的室設置施設等標識



・喫煙可能室(既存特定飲食提供施設)

19

⑦ 喫煙可能室標識



⑧ 喫煙可能室設置施設等標識





施設前に掲示



※ 「禁煙」標識は努力義務

9. 罰則について

対象	義務内容	罰則
全ての者	①喫煙禁止場所における喫煙禁止	30万円以下
	②紛らわしい標識の掲示禁止、標識の汚損等の禁止	50万円以下
施設管理者 (管理権原者)	①喫煙禁止場所に喫煙器具・設備(灰皿等)の設置の禁止	50万円以下
	②喫煙禁止場所において、喫煙の中止・退去を求める努力義務	罰則無し
	③喫煙可能な場所の出入り口に必要事項を満たした標識を掲示	罰則無し
	④喫煙可能な場所がある場合、施設の出入り口に標識を掲示	50万円以下
	⑤技術的基準に適合するよう維持	50万円以下
	⑥喫煙可能な場所に20歳未満の者を立ち入れさせてはならない	罰則無し
	⑦喫煙可能な場所を禁煙とした場合、直ちに標識を除去すること	30万円以下
	⑧帳簿を備え、厚生労働省令で定める事項を記載し保存すること (喫煙目的施設、既存特定飲食提供施設に限る)	20万円以下
	⑨施設の営業・広告をするときは、厚生労働省令が定めるところにより、 喫煙可能な施設であることを明らかにすること (喫煙目的施設、既存特定飲食提供施設に限る)	罰則無し
配慮義務	望まない受動喫煙が生じないよう周囲に配慮する義務	罰則無し

※罰則は過料